

令和 5 年 11 月 10 日

公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会
会長 池谷奉文(いけやほうぶん)
※団体としての意見

令和6年度予算・税制等に関する要望

日頃より、国家の基本財産である豊かな自然や歴史的な環境等の保全に御尽力を頂き、心より感謝申し上げます。

ナショナル・トラスト活動は、市民や企業から寄附を募り、自然の豊かな土地や歴史的な建造物等を買取りまたは寄贈を受けることにより、すべての国民のために永遠に守り継いでいく活動です。特に、トラスト地として保全される自然地は、気候調整や洪水防御、食糧や医薬品等に供される遺伝子資源の産出、レクリエーションや観光といった精神的・文化的な利益などの多様な生態系サービスを提供する、かけがえのない国の資産です。

現在の財政状況下において、自然環境や生物多様性の保全を進めるには、行政機関による公有地化や保護区の設定を進めると同時に、民間のナショナル・トラスト活動の積極的な推進が非常に重要となっています。

一方、ナショナル・トラスト活動を取り巻く税制度等については、資産の取得、維持に関する支援措置が十分に整えられてはおらず、トラスト活動の持続的な推進を阻んでいます。

平成 20 年に制定された生物多様性基本法は、ナショナル・トラスト活動を推進するために税制の優遇措置等の必要な措置を講ずることを国に求めています(第 8 条、第 21 条第 3 項)。平成 27 年 4 月に施行された「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」も、自然環境トラスト活動を推進するために税制上の措置を講ずるよう努めることを国に求めています。(第 11 条第 2 項)。

以上のことから、我が国におけるナショナル・トラスト活動をより一層推進し、かけがえのない自然及び生態系を将来世代へと手渡していくため、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」(仮称)の制定、及び、当面(令和 6 年度)の予算・税制等に関して、次の 3 点を要望します。



東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
TEL:03-5979-8031 FAX:03-5979-8032

1. ナショナル・トラスト活動により取得する土地に対する『固定資産税』、『不動産取得税』、『譲渡所得税』の非課税措置の創設

ナショナル・トラスト団体が自然を守るために森林や湿地などを取得した際、通常の土地と同様、固定資産税、不動産取得税がかかります。ただし、公益性がある土地の場合には非課税や減免等の規定があることから*、自然保護という公益目的で土地を所有しているトラスト団体は、土地が所在する各地方自治体に非課税や減免等の申請を行っています。申請に対する回答は地方自治体次第であり、トラスト活動の公益性に対する認識の差異により、非課税や減免となることもあれば、ならないこともあります。

*地方税法第6条、第73条の4第1項第7号、第73条の31、第348条第2項第12号、第367条、各地方自治体の税条例

また、個人所有の自然地をトラスト団体に寄贈した場合でも、通常の土地贈与と同様に「みなし譲渡課税」の制度が適用され、譲渡所得税が寄付者に課税されます。ただし、公益法人等への財産の贈与、遺贈の場合は、国税庁長官の承認が得られれば非課税となる制度（租税特別措置法第40条）があるので、これが活用できる場合はトラスト団体が寄付者の申請をサポートしています。

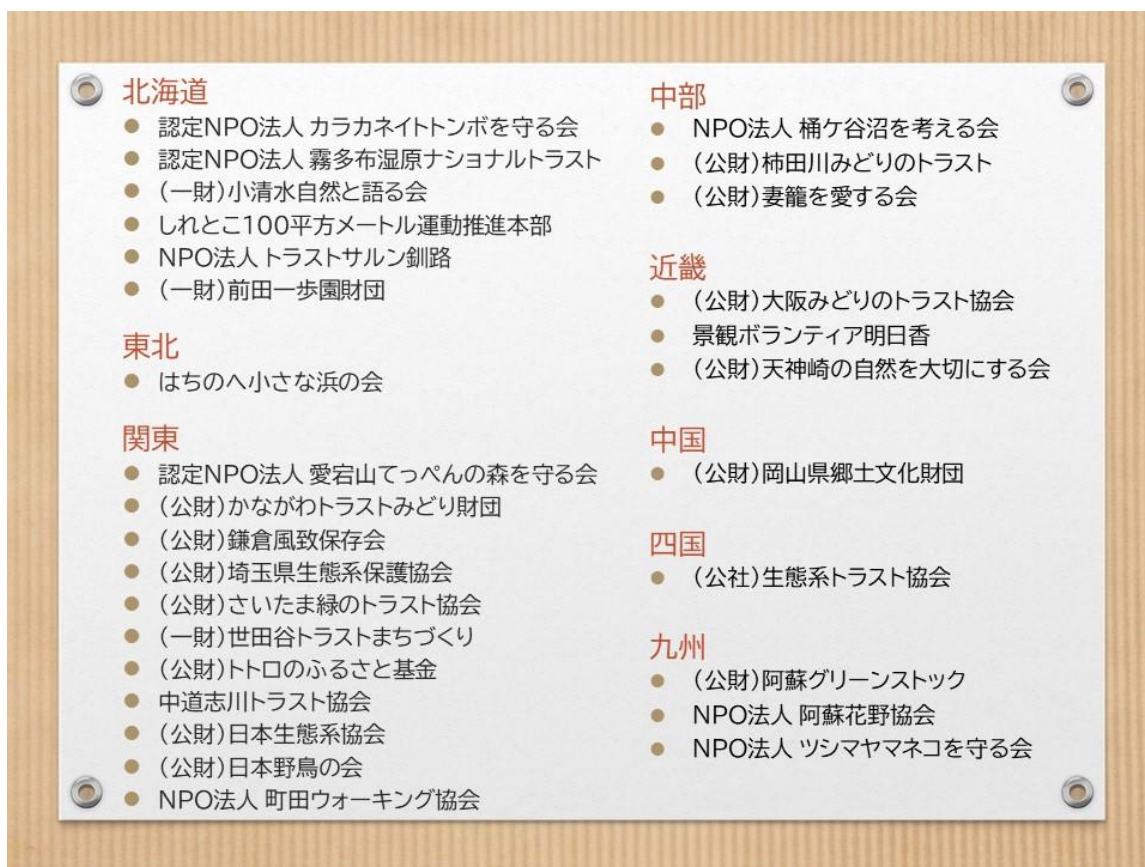
しかし、これら3つの税金はいずれも、トラスト団体が土地を取得する時点では判断がつかず、非課税や減免等の規定適用の申請手続きは、簡素化されてきているとはいえ、多大な労力が必要です。この点について、全国のトラスト団体から、税負担の公平性の欠如や、安定性のあるトラスト活動を推進し、さらに発展させていく上での大きな課題であるとの声が寄せられています。

昨年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議で、新たな世界目標として「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。それを受け日本は3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、2030年までに生物多様性の損失を止め反転させること（ネイチャーポジティブ）、そして、陸域と海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全すること（30by30）が目標として掲げられました。ナショナル・トラスト活動は、これらの目標の達成に大いに貢献するものです。

国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため恒久的な土地の保全を目的とするトラスト活動の公益性に鑑み、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」（仮称）の制定、及び、トラスト団体により取得した土地に対する『固定資産税』、『不動産取得税』、『譲渡所得税』を、国の責任で非課税・減免とする制度の創設、その他トラスト活動に係る負担を軽減するような措置の創設を強く要望いたします。

<参考資料>

(公社)日本ナショナル・トラスト協会の会員団体(29 団体)





当協会では、自然環境を守ることを目的とした土地の寄付の受け入れや買い取りを、2007年から進めています。

清らかな水や澄んだ空気、多くの命を育む土壌があり、様々な生きものたちが生息するトラスト地は、私たちの暮らしを支える生態系サービスの源です。

これからも豊かな自然を将来世代に引き継ぐため、ナショナルトラストを推進していきます。

歌才湿原トラスト



アマミノクロウサギ・トラスト



白保アオサング・トラスト



両神山トラスト



富士山高原トラスト



京都・嵐山の森トラスト



地域別の取得状況

地域	都道府県	箇所数	面積
北海道	北海道	15	1,228,046
東北	青森県	2	26,229
	岩手県	1	22,130
関東	栃木県	2	4,259
	群馬県	4	158,838
	埼玉県	1	12,318,917
	千葉県	1	324
	東京都	1	227,478
	神奈川県	1	3,896
中部	新潟県	3	499,299
	石川県	1	196,051
	山梨県	2	12,185
	長野県	2	51,136
	岐阜県	4	96,973
	静岡県	3	35,374
関西	滋賀県	2	539,549
	京都府	2	69,976
	兵庫県	2	218,142
中国	岡山県	2	667,030
四国	徳島県	1	32,729
九州・沖縄	長崎県	1	19,756
	大分県	1	17,472
	鹿児島県	3	1,047,011
	沖縄県	2	39,650
計	24都道府県	59か所	17,532,450㎡

年度別の取得件数

年度	購入	贈与	箇所数
2007	1	2	3
2008		3	3
2009		2	2
2010		2	2
2011		2	2
2012	1	5	6
2013		8	8
2014		9	9
2015	2	5	7
2016		8	8
2017		1	1
2018			
2019	1	2	3
2020	1	1	2
2021			
2022		2	2
2023		1	1
計	6	53	59

トラスト地の名称	所在地	面積(㎡)	トラスト地の名称	所在地	面積(㎡)
1 富士山高原	山梨県南都留郡富士河口湖町	10,193	30 カレイの森	北海道山越郡長万部町	46,769
2 日の出の森	東京都西多摩郡日の出町	227,478	31 那須野が原の森	栃木県那須塩原市	3,259
3 宮古島サンバの森	沖縄県宮古島市	9,470	32 深川・水源の森	北海道深川市	1,652
4 長良川清流の森	岐阜県岐阜市	16,185	33 京都・地蔵谷の森	京都府京都市	3,550
5 愛別ヒグマの森	北海道上川郡愛別町	87,331	34 白州・水源の森	山梨県北杜市	1,992
6 丸子カモシカの森	長野県上田市	14,037	35 浦河の森	北海道浦河町	1,001,498
7 美作・水源の森	岡山県美作市	620,937	36 伊香立の森	滋賀県大津市	477,913
8 津山・水源の森	岡山県津山市	46,093	37 越後湯沢・三俣の森	新潟県南魚沼郡湯沢町	434,023
9 能登・トキの森	石川県鳳珠郡穴水町	196,051	38 白保アオサング	沖縄県石垣市	30,180
10 瀬戸川の森	静岡県藤枝市	20,633	39 京都・嵐山の森	京都府京都市	66,426
11 六甲・ヤマドリ	兵庫県神戸市	84,666	40 歌才湿原	北海道黒松内町	54,999
12 木更津・矢部の森	千葉県木更津市	324	41 両神山	埼玉県秩父郡小鹿野町	12,318,917
13 天竜・ギフチョウの森	静岡県浜松市	6,999	42 静狩湿原	北海道山越郡長万部町	187
14 阿寒の森	北海道釧路市	115	43 下呂の森(1号地)	岐阜県下呂市	20,165
15 安曇野の森	長野県北安曇郡松川村・池田町	37,099	44 富士宮の森	静岡県富士宮市	7,742
16 有馬の森	兵庫県神戸市	133,476	45 昆布岳の森(2号地)	北海道虻田郡豊浦町	1,652
17 那須塩原ヒガラの森	栃木県那須塩原市	1,000	46 彦根の森	滋賀県彦根市	61,636
18 アマミノクロウサギ	鹿児島県大島郡瀬戸内町	982,854	47 北軽井沢の森(2号地)	群馬県吾妻郡長野原町	72,196
19 北湯沢温泉の森	北海道伊達市	659	48 若芽の里(2016-2021)	神奈川県横須賀市	3,896
20 余市の森	北海道余市郡余市町	374	49 由布の森	大分県由布市	17,472
21 北軽井沢の森(1号地)	群馬県吾妻郡長野原町	1,000	50 下呂の森(2号地)	岐阜県下呂市	42,337
22 小川原湖畔・野鳥の湿原	青森県三沢市	330	51 赤城山麓の森	群馬県前橋市	44,127
23 豊浦の森	北海道虻田郡豊浦町	28,392	52 土岐の森	岐阜県土岐市	18,286
24 青森・黒石の森	青森県黒石市	25,899	53 アマミノクロウサギ(2号地)	鹿児島県大島郡瀬戸内町	47,422
25 阿寒・西徹別の森	北海道釧路市	332	54 洞爺湖の森	北海道虻田郡洞爺湖町	384
26 羊蹄山麓・真狩の森	北海道虻田郡真狩村	396	55 アマミノクロウサギ(3号地)	鹿児島県大島郡龍郷町	16,735
27 一関の森	岩手県一関市	22,130	56 ツシマヤマメコ	長崎県対馬市	19,756
28 阿波・水源の森	徳島県阿波市	32,729	57 妙高の森	新潟県妙高市	39,648
29 昆布岳の森(1号地)	北海道虻田郡豊浦町	3,306	58 長岡ヤマドリの森	新潟県長岡市	25,628
			59 北軽井沢の森(3号地)	群馬県吾妻郡長野原町	41,515

2. 生物多様性・自然生態系を保全・再生していくための税制全体のグリーン化の推進

持続可能な地域づくり・国づくりを実現していくためには、生物多様性・自然生態系を積極的に守り再生し、ネイチャーポジティブを達成していくことが必要です。

一方で、人間の生産活動により、CO₂が大量に大気圏に排出されたことに伴う気候変動、大気汚染といった問題が起きています。自然生態系は、多様な生物を基本的構成要素としてその他、健全な大気、土、水等の要素がそろってはじめて維持され、全体のバランスを保つことができるものであり、こうした問題は、生物多様性、そして自然生態系の破壊、ひいては私たちの生活や生命をも脅かすことにつながるものです。

生物多様性・自然生態系を維持し、持続可能な地域づくり・国づくりを実現していくためには、地球温暖化対策や大気汚染対策などを積極的に講じていくことが重要です。

そのための政策ツールとして、あらゆる経済主体に影響を与えることのできる税制は非常に重要なものであり、例えばエネルギー課税などについて環境負荷に応じた税負担となるような税制やネイチャーポジティブ実現に向けた税制等、税制のより一層のグリーン化を要望いたします。

3. 相続で不要とされた原野や山林、農地等を、グリーンインフラとして「自然に還す」、人口減少時代における持続可能な地域づくり・国づくりのための土地制度の構築

【法務省・財務省・農林水産省・環境省】

2021年4月に「相続土地国庫帰属法」が制定され、今年4月から施行されました。親から山林や農地、原野を相続したものの、負担を感じる人が増えており、そのことが所有者不明土地の発生につながるのとことから、その対策として制定されました。買い手・借り手が見つからない原野等の不要な相続土地を、国に申請し、一定の要件を満たしていれば国に引き取ってもらえるという制度です。国は、申請があった場合、事前に、地元自治体に土地の受け入れを打診するとされています。地元自治体が受け取らない場合、国が、そのどこにも需要がない土地を長期にわたり管理していくとしています。

これまで日本の土地政策は、人口増加を背景に土地の需要が高く、土地は有利な資産との考えで構築されてきました。しかし、日本の人口は今後急速に縮小していくことが予測されています。人口1万人未満の小規模自治体については、2050年に、平均して人口が2分の1以下に縮小しているとも予測されています。それに伴い土地の需要も大きく変わっています。

人口減少社会を迎え、これから必要なのは『土地を自然に還す』という考えです。

『土地を自然に還す』、例えば山地での自然林の再生、低地での湿地の再生は、生物多様性・自然生態系の保全・再生のほか、土砂災害や水害の防止・軽減効果等、様々な効果が期待でき、地域づくり・国づくりに当たっての「グリーンインフラ」と言うことができます。

(公社)日本ナショナル・トラスト協会では、優れた自然環境とされる土地でなくとも、日常的な管理が必要とならない山林や原野等(不法投棄等のおそれのある土地を除く)について、これまで数多く寄付の相談を受け、公益のため、取得してきました。こ

うしたトラスト活動は、公益的機能を発揮できる土地をグリーンインフラとして保全するとともに、所有者不明土地の増大抑制、そして地域の SDGs の達成に貢献するものです。

相続で不要とされた山林や原野、農地等を様々な効果が期待できるグリーンインフラとして『自然に還す』との考えに基づき、国として①地元自治体に対して、グリーンインフラの考えを説明し、土地の受け取りを促したり、購入・管理のための支援を行ったり、また、②私たちナショナル・トラスト団体等の民間セクターの取組を後押ししたりする取組を要望いたします。③最終的に国庫に帰属することになる土地に対しても、グリーンインフラとして『自然に還す』との考えの具体化のため、従来の行政財産でも普通財産でもない、また、必ずしも財務省の所管とは限らない、新しい公的な土地保有のあり方の検討を要望いたします（参考：第 196 回国会衆議院国土交通委員会平成 30 年 5 月 22 日会議録抜粋）。

参考：第 196 回国会衆議院国土交通委員会平成 30 年 5 月 22 日、山野目章夫参考人（法制審議会民法・不動産登記法部会会長、国土審議会土地政策分科会特別部会会長）発言抜粋

山野目参考人

・・・土地の所有権を放棄したい、あるいは寄附をしたいというような意見が国民の各方面から時に聞かれる・・・現行の法制でいきますと、財務省の所管のもとに置かれる国有財産になってしまうものでありまして、最適な処分、最適な管理をしなければならないという負担を担わせられるということになります。

こういう発想を変えて・・・国有財産の新しい形態・・・「土地を自然に還す」というような発想で、従来の行政財産でも普通財産でもないような、また、もしかすると財務省の所管とは限らないような、新しい公的な土地保有のあり方をこれから研究していく必要があるのではないかということも感じております。